

岐阜労働局発表  
平成25年1月31日(木)

担 当	岐阜労働局雇用均等室
	雇用均等室長 熊倉 澄子
	地方機会均等指導官 祝迫 智子
	電話 058-245-1550 FAX 058-245-7055



**くるみんマークを交付しました！**  
**～(株) ザイタックを「子育てサポート企業」として認定、県内28社目～**

岐阜労働局(局長 佐々木秀一)では、このたび次世代育成支援対策推進法に基づき、以下の企業に対し「子育てサポート企業」として認定を行い、認定マーク(愛称「くるみん」)を交付しました。

県内認定企業は28社、認定件数は38件となりました。

認定企業	(株)ザイタック
所在地	土岐市
業種	介護・福祉
認定日	平成24年12月26日

※取組事例は別紙1のとおりです。

※ 次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。同法に基づいて「一般事業主行動計画」を策定し、その計画目標を達成するなど、一定の基準(別紙2)を満たした企業を「子育てサポート企業」(基準適合一般事業主)として、厚生労働大臣(都道府県労働局長に委任)が認定しています。これまでの県内認定企業は別紙3のとおりです。

# 株式会社ザイタック

所在地：土岐市肥田浅野笠神町2-11-1

業種：介護、福祉

労働者数：92人



## 【行動計画期間】

平成21年10月1日 ～ 平成24年9月30日

## 【行動計画目標】

- (1) 就業継続、制度利用全般を相談できる窓口を設ける。  
(2) 経営方針として、従業員の両立を応援することを明確にし、社内制度について周知する方法を検討し、実施する。  
(3) 管理職の理解向上のため、両立支援に関する制度について研修を行う。
- (1) 母性健康管理、母性保護の措置の内容について周知する。  
(2) 出産予定者に、両立支援制度の内容を説明するとともに休業から復職までの必要書類（休業申請書など）を配布する。
- 小学生未満の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる「短時間勤務制度」を設ける。
- 育児休業等に関し、定期的な情報提供を行う。
- 育児や出産で退職した者を再雇用する制度を導入する。
- 平成24年9月までに、インターンシップ等の受け入れ体制の充実を図る。

## 【1期目行動計画取組状況】

- 継続就業、制度利用全般についての相談窓口として「両立支援窓口」を設置。ポスターを作成し、PRを行った。
- 毎月定期的に社労士を交えた労務会議を開催し、育児・介護休業法、出産、育児に関わる休暇及び給付制度について、社員へ提供する情報の内容及び方法を検討した。
- 社内制度について記載した「労務ハンドブック」を作成。入社時、契約更新時に社員全員に配布し、内容について説明した。
- 経営会議の中で、両立支援制度に関する管理者研修を実施した。
- 就業規則と就業管理についてスタッフ勉強会を開催し、仕事と育児の両立に関する諸制度について説明。一般社員にも参加を募り情報を共有した。
- 妊娠から出産に伴う制度をわかりやすく解説したリーフレットを作成。出産予定者と面談を行い、リーフレットを活用して出産から復帰までの手続きを説明。必要書類を配布した。
- 小学校就学前の子を養育する社員が利用できる短時間勤務制度、所定外労働の免除制度を導入した。
- 育児休業復帰者について、経営指針発表会において「おかえりなさいで賞」として表彰した。
- 育児・介護サービス利用の費用助成規定を設け、小学校就学の始期に達する子を養育する社員

又は家族を介護する社員がサービスを利用した場合に助成を行った。

- ・育児や出産で退職した社員を再雇用する育児・介護退職者再雇用制度を導入した。
- ・学生を対象としたインターンシップ制度を導入し、ホームページでPRするとともに、受け入れを行った。

※行動計画期間中の育児休業取得状況

男性・・・0人（子の看護休暇取得・・・1人）

女性・・・8人（出産者の育児休業取得割合・・・114%）

## 認定基準

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 4 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 5 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等をしたものが1人以上いること。  
 【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主の特例】  
 当該計画期間において男性労働者のうち育児休業等をしたものがない中小事業主は、次のいずれかに該当すれば足りる。
  - ① 計画期間において、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（ただし、1歳に満たない子のために利用した場合を除く。）。
  - ② 計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
  - ③ 当該計画の開始前3年以内の期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等したものが1人以上いること。
- 6 計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率が70%以上であること。  
 【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主の特例】  
 当該計画期間において女性の育児休業取得率が70%未満である場合は、当該計画の開始前3年以内の日であって当該中小企業が定める日から計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における女性の育児休業取得率が70%以上であれば足りる。
- 7 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」※を講じていること。  
 ※1 「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置」とは、育児・介護休業法第24条第1項第3号により事業主が必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている措置をいいます。なお、これらの措置は計画期間終了時までには措置されていればよく、措置が講じられた時期は問いません。  
 ※2 「始業時刻変更等の措置」とは、以下のような措置をいいます。
  - ・フレックスタイム制度
  - ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
  - ・事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- 8 次の①～③のいずれかを実施していること。
  - ① 所定外労働の削減のための措置
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。



## 岐阜県内の基準適合一般事業主「認定」企業一覧

認定年		企 業 名	所在地	企業の通し番号
2007年	1	(株)大垣共立銀行	大垣市	1
	2	岐阜信用金庫	岐阜市	2
	3	(株)十六銀行	岐阜市	3
	4	(株)トーカイ	岐阜市	4
	5	たんぽぽ薬局(株)	岐阜市	5
	6	(株)パロー	多治見市(本部)	6
	7	社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕	羽島郡笠松町	7
2008年	1	太平洋工業(株)	大垣市	8
	2	生活協同組合コープぎふ	各務原市	9
	3	(株)東洋	飛騨市	10
2009年	1	イビデンエンジニアリング(株)	大垣市	11
	2	東濃信用金庫	多治見市	12
	3	(株)大垣共立銀行☆	大垣市	
	4	(株)岐阜銀行	岐阜市	13
	5	たんぽぽ薬局(株)☆	岐阜市	
	6	(株)トーカイ☆	岐阜市	
	7	(株)岐阜高島屋	岐阜市	14
	8	(株)サムソン	岐阜市	15
	9	美濃工業(株)	中津川市	16
	10	(株)アクトス	多治見市	17
	11	(医)和光会	岐阜市	18
2010年	1	岐阜信用金庫☆	岐阜市	
	2	ヤングビーナス薬品工業(株)	加茂郡坂祝町	19
	3	社会福祉法人和光会	岐阜市	20
2011年	1	社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕☆	羽島郡笠松町	
	2	たんぽぽ薬局(株)*	岐阜市	
	3	社会福祉法人飛騨古川	飛騨市	21
	4	(株)トーカイ*	岐阜市	
	5	(株)市川工務店	岐阜市	22
	6	太平洋工業(株)☆	大垣市	
2012年	1	(株)大垣共立銀行*	大垣市	
	2	(有)星和土木	岐阜市	23
	3	イビデン(株)	大垣市	24
	4	サトウパック(株)	美濃市	25
	5	(公財)大垣市文化事業団	大垣市	26
	6	(社福)大垣市社会福祉事業団	大垣市	27
	7	社会福祉法人和光会☆	岐阜市	
	8	(株)ザイタック	土岐市	28

注 認定は、各行動計画期間終了後に達成状況等を審査して行われますので、1回目の行動計画期間終了後認定を受けた企業が、次の行動計画期間終了後に再度認定を受けることができます。☆は2回目の認定、\*は3回目の認定です。